

令和6年第12回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月20日(火) 13時30分～14時32分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 転用許可等不要農地の現状変更届出について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第9	議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第10	議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたり、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 16 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和 6 年第 12 回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従い、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

4 番 佐々木博委員、5 番 白澤克美委員、6 番 佐々木達也委員にお願いいたします。

日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 南幅央毅主任主事をお願いします。

日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日 1 日と決めます。

日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

私からも補足説明いたします。

10 月 26 日、第 37 回ふるさと矢巾会の集いに出席しました。

コロナの影響で 4 年ぶりの開催で出席者が 47 名でした。高田地区出身の名郷根氏が会長に就任しました。出席者には農業委員会会長賞として、町内産の銀河のしずく 5 kg を贈呈したところです。

11 月 19 日、矢巾町都市計画審議会に出席しました。

市街化区域の拡大による計画変更が案件でした。

市街化区域の拡大による計画変更が案件でした。なるとのことです。

その他、出席委員から補足する、共有事項等がありましたらお願いいたします。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第 1 号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

番号1の案件につきましては、遠方の方が相続しましたが、相続以前から地域の担い手に対して貸借しております。

番号2の案件につきましては、相続が発生してから、かなりの日数が経過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、今回相続登記の義務化に伴い相続未登記になっていることに気付いたことから、相続登記をしたものでございます。

議長

それでは、質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第6、報告第2号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

現状変更届については、以前から受理前に届出農地の地域の担当委員が、届出内容が適正か確認した上で受理しておりましたが、県内において不適切な現状変更の事案も発生していることから、共通の認識による、より厳密かつ確実に事前確認を行うため、チェックシートを作成し、それに基づき確認を行うことにしたものでございます。

それでは、資料No.1の盛土等に係る現状変更届チェックシートをご覧ください。この案件につきましては、当該農地に育苗ハウスを設置するにあたり、当該農地を畑とするために0.6m盛土をするものでございます。育苗時期以外は枝豆を作付けする予定であり、必要と思われる表土の深さである30cmを超える50cmの表土を確保出来る計画であります。表土については、現在の表土をそのまま利用することとし、盛土用の土については工事残土を使用する計画ですが、産業廃棄物等が混入されているものではないことから、盛土は適正であると判断したものでございます。また、隣接農地や隣接道路に対しては、農地の内側に向けて法面を設置する計画であり、隣地との境界を超えるなど、隣地に対する影響はありません。これらのことから、当該現状変更届は適正なものと判断し、受理したものでございます。なお、今後は育苗ハウス及び畑として利用予定ですが、土地改良区の用水については、必要に応じて使用したいことから、蛇口はそのまま残し、引き続き土地改良区に水利費を払い続ける予定であることを聞いております。

議長
阿部江利子委員

質疑ありましたら、挙手願います。

2番、阿部江利子です。

現状変更後は、育苗ハウスを設置し、畑として活用するとのことですが、水田台帳には記載されたままとなるのでしょうか。減反対象ということですか。

事務局
高原弘明委員

地目は田のままで畑として利用することになり、減反対象です。

15番、高原弘明です。

資料No.1のチェックシートに記載されている「地目」について確認です。こちらの変更前が田、変更後が畑と記載されています。チェックシートに記載されている地目は現況地目として解釈してよろしいでしょうか。

事務局
議長

現況地目として記載しております。

その他、質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より

朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

お手元の資料 No. 2 の別添農地法第3条調査書をご覧ください。こちらを
ご覧いただきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるこ
とから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

新規就農の案件について、番号2につきましては、新規就農者審査を行っ
ております。審査の結果について、4番 佐々木博委員より報告願います。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

営農計画が妥当かについてですが、主に自家用野菜を作付けする計画で、
隣接する自宅に居住しながらの耕作であり、適正に管理できると考えられる
ことから、計画は妥当であると思われます。

業としての経営かについてですが、当面は業としての経営ではないが、将
来的に産直等に出荷する計画となっています。

資金収支から見て妥当かについてですが、耕作による営利を目的としては
おらず、同居家族の本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思
われます。

営農姿勢についてですが、以前から農作業に従事していたことから、自ら
農地を取得して耕作したいという希望を持つようになったものであり、今後
の営農に対する強い意志を感じました。

知識・経験の有無についてですが、基本的な農業の知識や経験があり、今
後も地域の農家から指導を受けながら耕作するものです。

総合評価として、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じ
られ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農
地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けまし
た。

議長
佐々木昭英委員

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

9番、佐々木昭英です。

番号2の方は、帰化しているのでしょうか。

事務局

帰化はしていませんが、永住権を取得している方です。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

番号2の方は通称名で申請手続きをしているが、この表記でいいのでしょ
うか。

事務局

登記手続きも通称名で行うと聞いており、申請手続きでは通称名を使用す
ることは可能です。このことは岩手県農業会議にも確認済みです。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

審査意見書にも国籍の表記をした方がいいと思います。

事務局

3条申請書に国籍を表記する箇所があるため、意見書にも同様に表記する
ようにご意見として承ります。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

番号2の方は、地域調和についてはどのような対応をしたのでしょうか。

事務局

地域の農業委員、営農組合及び農家組合の役員、コミュニティ役員を交え
て面談を行い、地域活動への参加や抱負についても共有しました。地域の支
援を受けながら営農ができるものと考えます。

議長

地域の農業委員として金子委員よりご意見いただきたいと思います。

金子忠博委員

11番、金子忠博です。地域の営農組合長や農家組合長、コミュニティ会長
等とも情報交換や本人を交えた面談を行いました。今後も支援していきたい
と考えます。ただ、地域で野菜を作付けしている方がいないため、阿部委員
にもお世話になりたいと考えております。

議長 その他、質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。最初に反対討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
「なし」の声あり

議長
高原弘明委員 反対討論なしとして、賛成討論ありましたら挙手願います。
15 番、高原弘明です。
番号 1 は、地域の担い手の方が譲受人ということで賛成です。
番号 2 は、地域調和により受け入れることができてよかったです。

中塚誠委員 14 番、中塚誠です。
番号 1 は、適正な方だと思しますので賛成です。
番号 2 は、地域との顔合わせも済んでいるとのことですので、賛成します。

星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
番号 1 は、賛成です。
番号 2 は、長く日本にいます方であり、譲受人は私の知人でもあります。問題なく適応できると思いますので、賛成します。

佐々木光枝委員 12 番、佐々木光枝です。
どちらも賛成いたします。

金子忠博委員 11 番、金子忠博です。
番号 1 は、賛成です。
番号 2 は、賛成ですが、地域として見守っていきます。

議長 その他、賛成討論はございませんか。
「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手多数】

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。
次に進みます。
日程第 8、議案第 2 号、農地法の適用外証明願ひに対する許可決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。
【議案第 2 号 朗読】

議長
事務局 補足説明を許します。
番号 1 の申請位置の状況でございますが、議案の次のページをご確認願います。
役場の [] km に位置しておりまして、南側は町道 [] 線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地でございますので、第一種農地でございます。

議長 11 月 14 日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

熊谷洋司委員 1 番、熊谷洋司です。
11 月 14 日に、適用外現地調査ということで、佐々木博委員と私、それから事務局の南幅さんと行ってまいりました。
資料 No. 4 をご覧ください。
番号 1 についてです。
当該土地は、平成 10 年頃より駐車場として利用していました。この度、居宅と併せて売却しようとしたところ農地であったことが判明しました。20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止

むを得ないと判断します。番号2については、同行した佐々木博委員より説明していただきます。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

番号2についてです。

当該土地は、平成16年頃から駐車場侵入通路用地として利用していました。この度、当該農地の売却に伴う所有権移転により、登記地目を確認したところ農地であったことが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

議長

質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。反対討論はございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは、賛成討論をお願いします。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

調査書のとおりだと思いますので、賛成します。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

20年以上前からのことであり、やむを得ないと判断し、賛成します。

高橋かおる委員

8番、高橋かおるです。

20年以上経過しており、農地への復旧は著しく困難と判断します。賛成します。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

意図的な案件ではないと判断し、賛成します。

議長

それでは、討論無しとし、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます

日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

これらの案件につきましては、今まで番号1の賃借人が全ての農地を耕作しておりましたが、今回の更新にあたり、番号2の農地が、番号2の賃借人の経営農地である約2.5haの一団の農地に隣接していたため、集約化を図る観点から、番号1の賃借人が賃貸人に対して番号2の賃借人を紹介したものです。

番号2の賃借人は、現在この地域の中心経営体にはなっておりませんが、元々は赤林地内に法人として農地を所有しており、昨年度、番号1の賃借人が体調不良により規模縮小を余儀なくされた際に、先程お話しした一団の農地を急遽引き受けて、耕作していたものでございます。このことから、今回の案件は集約化の観点もあり、農用地利用集積計画としては妥当であると考えておりますが、地域計画の観点から考えると、今後は番号2の賃借人を地域の担い手に位置付けることも視野に入れながら、地域において、地域計画に関する協議を行っていく必要があるのではないかと考えております。

なお、期間及び水利費の負担等の条件については、それぞれの賃借人が個別に賃貸人と協議した結果、このような差が出たものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
質疑なしと認め、討論に入ります。
反対討論はございませんか。

議長 「なし」の声あり
佐々木達也委員 それでは、賛成討論をお願いします。
6番、佐々木達也です。
営農について、問題のない賃借人と考えますので、賛成です。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
隣接している農地で効率的な作業ができ、貸借料も適切な金額であります。積極的な集積にもつながると思いますので賛成です。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
地域計画の観点からも担い手の位置づけ等、必要であると考えます。賛成します。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
集約につながる案件ですので、賛成します。
確認ですが、摘要欄に記載している「畦畔耕作者管理」という表記はどうか。賃借しているのに管理しないというケースもあるのでしょうか。

会長 賃貸人が管理するケースもあるため、表記することとしています。
阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。
皆さんの意見と同じで賛成します。集積に繋がってよかったです。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。
番号1の賃借人が体調不良で縮小せざるを得ない状況ということもあり、担い手があり、よかったです。今後も集積に結び付く動きに期待したいです。

議長 その他、賛成討論ございますか。

議長 「なし」の声あり
議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 【挙手全員】
挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。
日程第10、議案第4号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第4号 朗読】
事務局 補足説明を許します。
こちらの案件は、相続税の納税猶予にあたり、当該農地において引き続き農業経営を行っていることが条件であることから、3年に一度税務署に提出する書類として、当該証明書を発行するものでございます。
なお、申請者が当該農地を引き続き耕作していることは確認済みとなっております。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
議長 質疑なしと認め、討論に入ります。
反対討論はございませんか。

議長 「なし」の声あり
議長 それでは、賛成討論をお願いします。
15番、高原弘明です。
本件は、致し方のない案件ですので賛成です。

中塚誠委員	14 番、中塚誠です。
	作付けしていることが確認できているので、賛成です。
星川忠博委員	13 番、星川忠博です。
	申請要件に合致しているということで、賛成です。
佐々木光枝委員	12 番、佐々木光枝です。
	皆さんと同じで賛成です。
金子忠博委員	11 番、金子忠博です。
	皆さんと同じく賛成します。
議長	その他、賛成討論ございませんか。
高橋かおる委員	8 番、高橋かおるです。
	地域の方ですので、耕作状況も確認しております。賛成します。
議長	それでは、挙手により表決に入ります。
	議案第 4 号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許可決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
	【挙手全員】
議長	挙手全員ですので、証明を許可することに決します。
	以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
	皆さま、大変お疲れ様でした。

以上は、令和 6 年 11 月 20 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 6 年第 12 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番